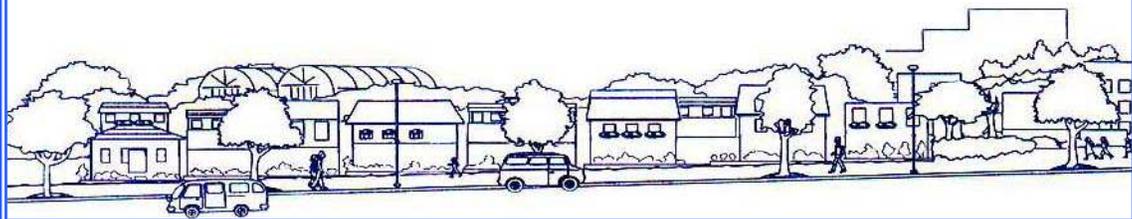




北小岩一丁目東部地区



連絡先：沿川整備第一係

5243 7160

第21回まちづくり懇談会を開催しました

日頃より区政にご理解、ご協力頂き、誠にありがとうございます。
 ございます。

平成26年11月28日(金)、30日(日)に小岩アーバン
 プラザで第21回まちづくり懇談会を開催しました。

お忙しい中お越し頂き、ありがとうございました。

今号のまちづくりニュースでは、懇談会で説明した事業
 スケジュールや質疑応答について掲載します。



【事業スケジュールの見直しについて】

昨年度より進めてまいりました建築物等の移転除却については、権利者の皆様方のご協力のもと、平成26年12月をもちまして完了いたしました。

今後、国の盛土工事は平成26年12月から現場着手し、平成28年4月に完了する予定です。

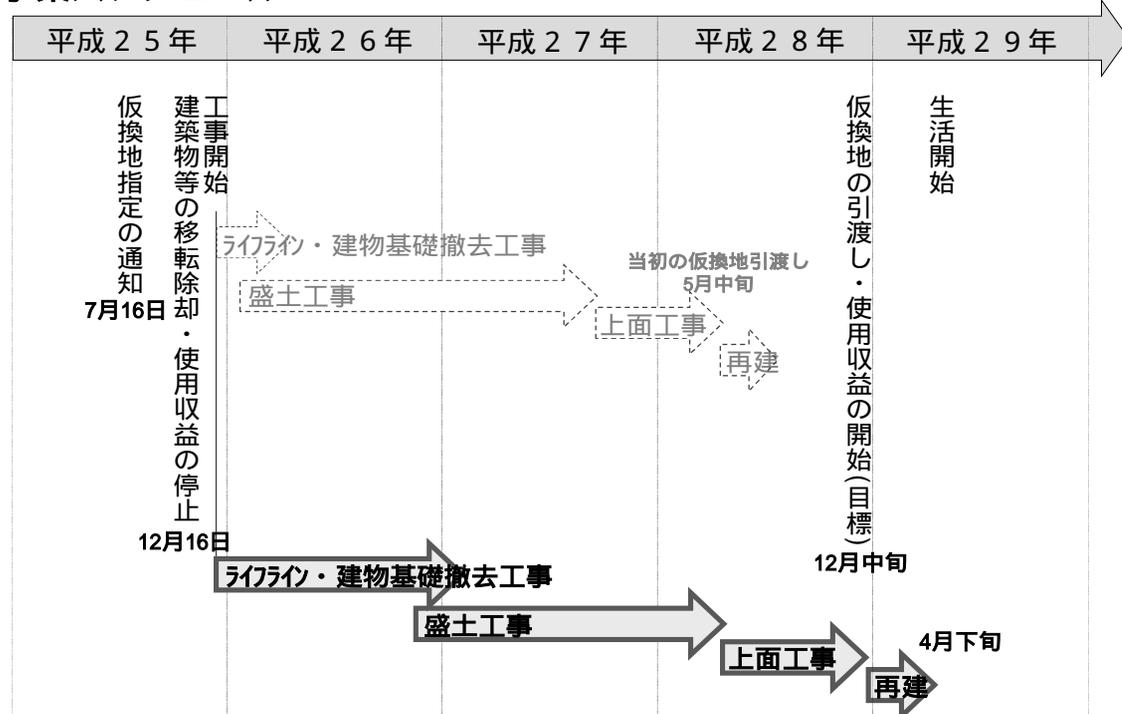
その後、区が上面工事を行い、平成28年12月中旬までに全ての工事を完了する予定です。

これまで皆様方の土地の引き渡しについては、平成28年5月中旬とお伝えしておりましたが、約7ヵ月延ばさせて頂き平成28年12月中旬に見直しました。

遅れたことについて改めてお詫びいたします。

このような事業スケジュールの遅延が生じることがないように、国と区で密に連携を図りながら工事を進めてまいりますのでご理解の程、よろしくお願い致します。

今後の事業スケジュール



再建期間は木造住宅とした場合の4ヶ月間を想定しています

全ての工事が完了後、土地所有者の方々に仮換地の引き渡しを行い、その日以降から建物の再建が可能になります。

懇談会の中で頂いた質問を紹介します

第21回まちづくり懇談会で頂いた主な質問を紹介します。なお、今号で掲載できなかった質問は、次号でお伝えいたします。

Q1 盛土に使う土は、どこから持ってきますか？

A1 (国)埼玉県吉川市内の2つのストックヤードに、堤防の工事に使用する土砂を仮置きしています。この土砂は、公共事業で発生したものです。本工事では、外環道路工事(市川市)と都内再開発事業(港区六本木の土)の発生土を予定しています。

Q2 (懇談会資料 p34 の『高規格堤防上の土地利用の制限と維持管理について』)

国有地(図中 ~)は公の機関で管理するとあり、民有地(図中)については「平常時は土地所有者に管理していただきます」という記載に疑問を感じます。「引渡し後、万が一盛土箇所では何か問題があれば勝手にしてくれ」と読み取れます。このことについては、以前から一番の不安のもとです。

A2 (国)万が一、盛土に関して被害が生じた場合は、その原因を明確にした上で、高規格堤防の損傷が人為的行為により生じたものである場合、河川法第22条の3項に基づき、適切に対応することが定められています。

Q3 土地の引き渡し後、すぐに再建したいと考えています。再建をするにあたり、建築業者やハウスメーカーと契約するにはどのくらいの時期に行ったらよいのですか？また、玄関や駐車場、水道の引き込み位置などの最終的な受付の期間はどの位を考えていますか？

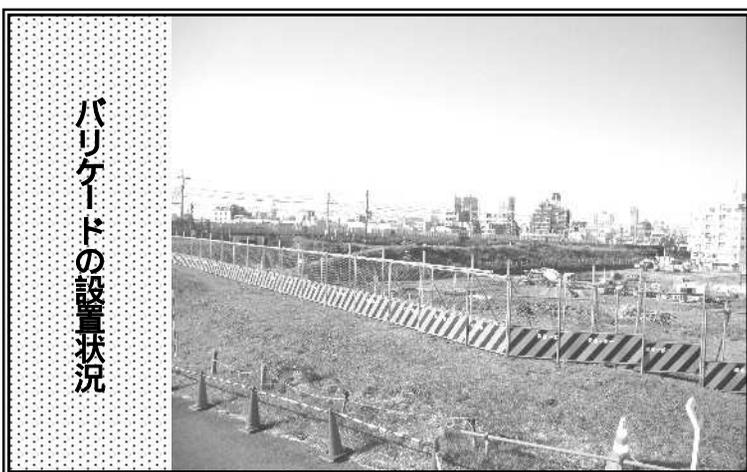
A3 (区)建築業者等の契約については、他地区の例で一般的にどの位前に契約していたのかを調査し、報告させていただきます。また、玄関や駐車場、水道等の申請位置の時期についても再度整理しご説明させていただきます。

Q4 仮住居中にもかかわらず、なぜ住んでいない土地の固定資産税を支払わなければならないのですか？

A4 (区)土地の使用収益の停止期間は、土地が使えないため、仮住居等の補償をして皆様方のお住まい等を確保させていただいております。つきましては、土地の固定資産税は使用収益の停止前と同様に停止期間中も土地所有者が引き続き納付をしていただくことでご理解願います。

地区内の様子を紹介します

国では、盛土工事に伴う作業範囲の安全対策としての仮囲いが始まりました。また、堤防の既設構造物の撤去も始まりました。



<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

くかくせいりかえんせんせいびだいいちがかり
区画整理課沿川整備第一係

篠崎地区まちづくり事務所(北小岩一丁目東部地区担当) 5243-7160

電話での問い合わせは平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kankyo/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

